山口労発雇均0915第1号
令和3年9月15日

各団体の長 殿

山口労働局長

10月の「年次有給休暇取得促進期間」について（依頼）

平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において「企業における労使一体での年休の取得向上」が掲げられるなど、重要な課題となっています。

また、労働基準法の改正により、平成31年4月から全ての企業で年10日以上の年休が付与される労働者に対し、年5日の年休を確実に取得させることが定められました。

しかしながら、令和2年10月30日に発表された「令和2年就労条件総合調査」の結果によると、令和元年の年休取得率は56.3%と、前年より3.9ポイント上昇し過去最高となったものの、依然として政府目標の70%とは大きく乖離しています。

現在、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営に資する年休の計画的付与制度の導入(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度(※2)の導入が効果的と考えられます。

このため、厚生労働省では、年休の取得促進の気運を醸成するための集中的な取組期間である10月の「年次有給休暇取得促進期間」において、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

つきましては、年休取得促進期間における取組の趣旨を御理解いただき、同封いたしましたポスター及びリーフレットの掲示・配布及び別紙の文例を参考とした機関誌やホームページへの掲載等により、傘下会員企業等への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、時間単位の年休制度の導入等、労働時間の縮減や年休の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援するための「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」の周知についても、併せて御協力をお願いします。

なお、本リーフレット等は、以下に電子媒体で掲載をしていますので、御活用ください。

【10月の「年次有給休暇取得促進期間」について】

○働き方・休み方改善ポータルサイト　https://work-holiday.mhlw.go.jp/

「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト　https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/

【働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）について】

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html

（※１）年休の付与日数のうち５日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも、年休の平均取得率が高くなる傾向にあります。年休の計画的付与制度がある企業割合は、令和２年就労条件総合調査では43.2%と、前年調査より21.0ポイント増加しています。

（※２）年休の付与は原則１日単位ですが、労使協定を締結すれば、年５日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

（担当）山口労働局雇用環境・均等室　伊勢屋
〒753-8510 山口市中河原町６番16号
山口地方合同庁舎２号館
（TEL）083-995-0390（FAX）083-995-0389